

議案第16号

【環境リサイクル支援部地球温暖化対策担当】

港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」等の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号を変更するものです。

【法改正の背景】

建築物分野での省エネルギー対策を徹底するため、全ての新築住宅・非住宅について省エネルギー基準への適合を義務付けるなどの建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の改正が行われました。

【条例改正の内容】

条例で引用している建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の条項番号を変更します。

【施行期日】

令和7年4月1日